

## 現代社会授業資料 社会権、参政権、国務請求権

### 資料1 朝日訴訟

#### < 事件のあらまし >

- 朝日茂さんは、国立岡山診療所で、1942 年以来、生活保護と医療保護を受けていました”もう長くない”と言われつつけながら必死に再起を期してがんばりつつけていました。
- 国から生活保護として朝日さんに支給される額は、日用品として、月 600 円だけでした。朝日さんは病気に苦しみながら、月 600 円の支給額の中で、精一杯生きていました。
- そんなある日、宮崎県で離ればなれになって生活しているお兄さんから朝日さんのところへ手紙が来ました。それには「福祉事務所の依頼で、月々1500 円送金することになった」と書いてありました。朝日さんは大喜びしました。
- 数日後、朝日さんのもとに「保護条件変更の決定通知書」が送られてきました。その通知には次のように書かれていました。お兄さんから月々1500 円送金されることになったので、月々600 円の支給は打ち切ります。また、1500 円のうち、900 円を入院費用の一部として国に納めて下さい。
- 朝日さんにはやっぱり月 600 円の生活しか認められなかったのです。
- 朝日さんは、岡山県や厚生大臣に「日用品費の他に、栄養補給のための費用 400 円(10 個 バター1/4 個分など)を認めてほしい」と要求しました。しかし、この要求は認められなかったため、朝日さんは 1957 年 8 月、裁判所に訴えました。

#### < 朝日さんの主張 >

- 月 600 日の日用品費では生活に必要なものが十分に買えない。
- 療養所の給食では、栄養は十分でないのだから栄養補給のための費用を認めるべきだ。
- これらの要求を認めないのは、「すべて国民は、(1 )で(2 )的な(3 )の生活を営むを有する」という憲法(a )条に違反するものである。

#### < 国の主張 >

- 療養所の給食は完全給食で、補食の必要はない。
- 日用品が足りないというが、ちり紙が足りなければ新聞紙を使えばよく、頭は丸坊主で十分だ。ペンやインキは必ずしも必要ではなく、はがきに鉛筆で書けばいい。ラジオや時計は、必ずしも必要とは認めない。肌着やねまきやシーツは、死んだ患者のものをもらって使ったからといって、不思議ではない。

< 国が考えていた、月 600 円で買えるもの >

肌 着…1/24 着(2 年で 1 着)

パンツ…1/12 枚(1 年で 1 枚)

タオル…1/6 本(1 年で 2 本)

石けん…1 個

ちり紙…1 束

はがき…2 枚

歯みがき粉…1/2 個

歯ブラシ…1/2 本

鉛筆…1/2 本

湯のみ…1/12 個(1 年で 1 個)

問. あなたが考える人間らしい生活とは何ですか? どのようなものがあれば人間らしい生活が送れるでしょうか?

